

ICT設備導入についてのQA

No	問合せ	回答
1	対象機器はどのようなものか	<p>導入により施設内の業務効率化に資するICT 機器等が給付の対象となります。</p> <p>例)</p> <ul style="list-style-type: none">・タブレット端末・離床センサー・インカム・WEB会議設備・床ふきロボット・監視カメラ・マイナンバーカードのカードリーダー・業務効率化に資する医療機器やロボット等 <p>また、ICT機器以外の機器、ソフトウェア、ICT 機器等の導入に附随して導入が必要な設備なども、業務効率化に資することが認められるものであれば対象となり得ます。</p>
2	ICT 機器等の導入に附随して導入が必要な設備（Wi-Fi、ルーターなど）や、サービスの導入に伴い発生する毎月の利用料のようなランニングコストなども給付対象となるか	<p>例示された経費も対象となり得ます。</p> <p>業務の生産性を向上させ、職員の処遇改善につなげるという事業の目的に合致するものは、機器の導入に附随して必要な費用などについて、幅広く対象となります。</p> <p>ただし、事業目的に明らかに合致しない経費や、事業の対象期間外に生じる利用料などは対象になりません（機器の導入に伴い必要となる利用料の契約期間が事業期間を超える場合には、対象期間分の金額に按分するなどして適切に算出下さい）。</p>

3	上記以外の機器は対象になるか	<p>業務の生産性を向上させ、職員の処遇改善につなげるという事業の目的に合致するものは、機器そのものにとどまらず、機器の導入に附随して必要な費用なども幅広く対象となり得ます。</p> <p>ただし、事業目的に明らかに合致しない経費や、事業の対象期間外に生じる利用料などについては対象になりません。</p> <p>例示がない個別の機器が対象になるか否かについて、県が直接判断をすることはできません。上記を踏まえて、どのような設備を導入するか各施設が判断し、決定するようにしてください。</p> <p>※最終的には、国の検査があった場合に、どのように生産性を向上させ、処遇改善につなげたかを施設が説明する必要があります。そのうえで、事業目的に合致しないと国が判断すれば、給付金の返還が生じる可能性がありますので、目的からかけ離れることのないよう、客観的に説明ができる内容のものを申請ください。</p>
4	既存設備の改修は対象になるか	<p>この事業は、新たに導入するICT 機器等を想定しているため、既存の機器のランニングコストや、既存システムの更新費用、既存設備の単なる改修は対象となりません。</p> <p>ただし、既存のシステムに新たに業務効率化に資する機能を追加するなどの機能改修を行う場合の費用については対象となり得ます。</p>
5	対象機器をリースしてもよいか	<p>対象機器のリースも可能ですが、その額は事業期間にリースした分となります。</p> <p>※契約期間が、事業期間以降にまたがっている場合には、対象期間分の金額に按分するなどして適切に算出下さい。</p>

6	購入した機器類は、自由に処分できるか	<p>処分制限期間がありますので、その期間中に処分をしようとする場合には、事前に承認を得る必要があります。</p> <p>経過年数や財産の転用、無償譲渡等の目的等に応じて、給付金の返還が生じる場合がありますので、ご注意ください。</p> <p>【参考：関東厚生局HP】 https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/bu_ka/kenko_fukushi/tetsuzuki.html</p>
7	設備は事業期間内に納品されていなければならないか	事業期間内に納品を済ませている必要があります。
8	給付の対象となる経費について機器1台の購入価格に上限はあるか	<p>給付の対象となる機器・備品1台の購入価格に上限は定めていません。</p> <p>※ただし、基準額を超える給付はできません。</p>